

## 電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付規程

制定 平成28年4月1日 16事040110号

### (目的)

第1条 この規程は、交付要綱第22条の規定に基づき、一般社団法人都市ガス振興センター（以下「センター」という。）が行う電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金（以下「補助事業」という。）に係る補助金の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

### (適用)

第2条 電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）その他の法令及び電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付要綱（20160309 財資第2号。以下「交付要綱」という。）の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

### (交付の対象、補助率及び補助金の上限額)

第3条 センターは、補助事業を行う民間団体等又は地方公共団体（以下「補助事業者」という。）が策定した実施計画書が、別紙の要件を満たしていると認められる場合に、補助事業を実施するために必要な経費のうち、別表1に掲げる補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者及び別表2の暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額は、別表1のとおりとする。

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「事業者」という。）は、様式第1による補助金交付申請書に、様式第2による実施計画書及びセンターが定める書類を添えて、センターに提出しなければならない。

2 センターは、事業者が前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額を

いう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請させるものとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (交付の決定と通知)

第5条 センターは、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じた現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行う。この場合において、センターは、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

2 前項において、予算枠を超えた際には第24条第1項の規定による評価委員会が定める方法に基づき採点を行い、合計点数の大小で交付先の決定を行う。また、交付先の決定を行った後に、計画変更により予算に余剰が生じた場合においては、繰り上げによる追加交付先決定及び追加公募を実施出来るものとする。

3 センターは、前項の決定を行った際には、様式第3による交付決定通知書により、事業者へ通知するとともに、通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

4 センターは、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

5 センターは、補助金の交付が適当でないとき理由を付して、その旨を事業者へ通知するものとする。

#### (交付の条件)

第6条 センターは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付することができるものとする。

(1) 補助事業者は、適正化法、施行令その他の法令、交付要綱、本規程、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。

(2) 補助事業者は、センターが第13条の規定による補助事業に係る状況の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金交付の決定内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、センターの指示に従うこと。

(3) 補助事業者は、補助事業終了後、センターの指示に従い、補助事業の効果等を報告すること。

#### (申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又

はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に様式第4による交付申請取下げ届出書をセンターに提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第8条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、センター及び経済産業省の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(イ) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(ロ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 センターは、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 センターは、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

4 センターは、第1項における補助事業の全部若しくは一部を他に承継、中止、または廃止することに対する承認に際して、予め経済産業省と協議を行うものとする。

(契約等)

第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は理由を付して随意契約によることができる。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部

- 又は一部をセンターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 センターが第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がセンターに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、センターは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が、センターに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- (1) センターは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
  - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者への譲渡、又は動産への質権設定、その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
  - (3) センターは、補助事業者による債権譲渡後も、補助金の額その他の交付決定の変更を行う場合、補助事業者との協議のみにより、債権を譲り受けた者は、異議を申し立てず、当該交付決定の内容変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、センターが行う弁済の効力は、センターが支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

#### (事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による事故報告書をセンターに提出し、その指示を受けなければならない。

#### (状況報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、センターの要求があったときは速やかに様式7による状況報告書を提出しなければならない。
- 2 センターは補助事業の遂行及び収支の状況について、必要があれば補助事業者に対し資料の提出の要求もしくは調査を行うことができるものとし、補助事業者はこれに応じなくてはならない。

(補助事業の承継)

第14条 センターは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第8による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができるものとする。

(実績報告)

- 第15条 補助事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに、様式第9による実績報告書に、センターが定める書類を添えて、センターに提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業がセンターの会計年度内に終了しなかったときは、当該会計年度の3月末までに、様式第10による補助事業年度末実績報告書をセンターに提出しなければならない。
  - 3 補助事業者は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。
  - 4 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第16条 センターは、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じた現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、経済産業省に報告を行うものとする。
- 2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。

(補助金の支払)

- 第17条 センターは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による精算払請求書をセンターに提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書をセンターに提出しなければならない。

2 センターは、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 第16条第5項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第19条 センターは、第9条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができるものとする。

(1) 補助事業者が、法令又は本規程に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(5) 補助事業者が、別表2の暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項に違反した場合。

2 前項の規定は、第16条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 センターは、第1項に基づく取消又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 センターは、第1項の規定による取消をした場合において、その取消に係る部分に関して補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 センターは、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

6 第1項第4号に規定する場合であって、第4項の規定に基づく補助金の返還については、第16条第4項から第5項までの規定を準用する。

(加算金の計算)

第20条 センターは、前条第4項の規定によって補助金の返還を請求する場合、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超え

るときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

- 2 センターは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

#### (延滞金の計算)

第21条 センターは、第16条第5項の規定によって延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

#### (財産の管理等)

第22条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第13による取得財産等管理台帳を備え管理するとともに、第15条第1項に定める実績報告書に添付しなければならない。
- 3 センターは、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をセンターに納付させることができる。
- 4 前項の規定に基づく納付の期限については、当該請求のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利5.0パーセントの割合で計算した滞納金をセンターに納付しなければならない。

#### (財産の処分の制限)

第23条 取得財産等のうち、施行令第13条第4項及び第5項の規定に基づきセンターが処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第14による財産処分承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(評価委員会)

第24条 センターは、有識者から構成される委員会（以下「評価委員会」という。）を設置して、補助事業の実施内容等について意見を聴取し、技術的かつ専門的な評価及び助言を受けるものとする。

2 補助事業者は、当該事業の進捗状況について評価委員会の求めに応じて報告を行なうとともに以後の業務に反映させるものとする。

3 補助事業者は、評価委員会の助言に従い、補助事業の目的を達成するべく、事業の執行に努めなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第25条 補助事業者は、別表2の記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(個人情報に関する事項)

第26条 センターが本補助金事業実施に伴い補助事業者等から取得した個人情報は、法令に定められている場合を除き、次の各号のいずれかに該当する場合は使用することができるものとする。

- (1) 電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金交付に係る業務に利用する場合。
- (2) 国が行う調査業務等に利用する場合。ただし、国が指定する外部機関に提供を行う場合がある。

(現地調査等)

第27条 経済産業省又はセンターが必要と認めるときは、経済産業省職員又はセンター職員が現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は、これに応じなければならない。

(その他の必要な事項)

第28条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、あらかじめ経済産業省に協議の上、センターが別に定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。



(別紙)

電気・熱エネルギー高度利用支援事業費補助金

実施計画書の要件

- (1) 高効率コージェネレーション機器を導入する事業及びコージェネレーションを活用し効果的なエネルギー利用を図るエネルギーサービス事業であり、産業分野・業務分野における1次エネルギーの削減に寄与するものであること。
- (2) 実施計画書に係る事業の計画が確実かつ合理的であること。
- (3) 補助金対象経費に、国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の対象経費を含む事業ではないこと（法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く。）。
- (4) 補助対象期間を超えて、自らの費用負担により補助対象施設を使用しデータ取得等を行う計画を有しているときは、その計画も実施計画書に記載すること。

別表 1

補 助 事 業				
補助対象 経費の区分	費目	内容	補助率	1 補助事業当 たりの補助金 の上限額
事業費	設計費	・ 本事業に必要な機械装置の設計費、システム設計費	1 / 4 以内 (高効率コージェネレーション導入事業※ <sup>1</sup> )  1 / 3 以内 (エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業※ <sup>2</sup> )	1. 5 億円
	設備費	・ 本事業に必要な機械装置、制御盤、監視装置、エネルギーマネジメントシステム、配管・配線類及びこれらに付随する設備の導入に要する経費。 ・ 計測機器、データ記録及び集計のための機器に要する経費		
	工事費	・ 本事業に必要な工事に要する経費。 ・ 本事業に必要な付帯工事に要する費用。 ・ 本事業のために必要な系統連系に要する経費		
	諸経費	・ 本事業を行うために直接必要なその他経費 (工事負担金 (電力、ガス、水道等)、管理費 (旅費、会議費等))		

※1 高効率コージェネレーション導入事業

高い総合エネルギー効率を実現することが可能な市場競争力のある高効率コージェネレーションを電気や熱を利用する需要家自らが導入する事業

※2 エネルギーサービス用コージェネレーション導入事業

エネルギーサービス事業者(自らの資産として需要家の敷地内にコージェネレーションを設置し、当該需要家に対して電気や熱を効率的に提供するサービス(以下「エネルギーサービス」という)をする者をいう。)がエネルギーサービスを提供するためにコージェネレーションを導入する事業(ただし、下記の要件を全て満たす事業を対象とする。)

- (ア) 需要家の敷地内に(1)と同等の高効率コージェネレーションを導入すること
- (イ) 導入したコージェネレーションを最適に運用すること

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。